

4. その他所要の改正

海外当局との情報交換に関する規定の導入

利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し

- ・違反行為と関係のない事業者の秘密や個人情報など正当な理由がある場合には、開示を制限できる旨を明確化

差止訴訟における文書提出命令の特則の導入

- ・私人による不公正な取引方法に係る差止請求訴訟において、文書の提出を拒む正当な理由があるとき以外は、営業秘密等を含む文書であっても、裁判所は提出を命じることができる

損害賠償請求訴訟における求意見制度の見直し

- ・損害額に関する義務的な求意見制度を改め、裁判所が必要に応じて公正取引委員会の意見を求めることができる制度とする

職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ

- ・10万円以下の罰金→100万円以下の罰金

事業者団体届出制度の廃止